

ハイライト:

- ・ふるさと納税がより身近になりました。
- ・確定申告の前にご覧ください。

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶

今年もいよいよ残りわずかとなりました。最近では、街中のツリーが目を楽しませてくれる季節となりました。忙しい年末ですが、体調管理に気をつけてお過ごしください。

第64号では、ふるさと納税の控除額等について取り上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



目次:

ご挨拶	1
ふるさと納税について	1
確定申告に関する豆知識	2

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

### ふるさと納税について

季刊誌第61号(個人様向け)でもお知らせしましたが、平成27年度税制改正で、寄附金控除の上限が2倍に拡充され、ふるさと納税を行う自治体の数が5団体以内であれば、控除に必要な確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例」制度(平成27年4月1日以後の寄附から適用)が始まっています。

今号では、ふるさと納税をした場合の所得税と個人住民税の控除額を具体的に計算していきたいと思えます。

#### 《控除額の計算式》

所得税からの控除 = (ふるさと納税額 - 2,000円) × 所得税率  
総所得金額等の40%が上限

住民税からの控除(基本分) = (ふるさと納税額 - 2,000円) × 10%(住民税率)  
総所得金額等の30%が上限

住民税からの控除(特例分) = (ふるさと納税額 - 2,000円) × (100% - 10%(基本分) - 所得税率)  
住民税所得割額の2割が上限  
特例控除額は、ふるさと納税のみに対して適用される特例

所得税率は、復興特別所得税2.1%を加算した率

所得税の税率は、国税庁HPの下記アドレスを確認下さい。

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/2260.htm>

【例】ふるさと納税を30,000円した場合

給与収入500万円、給与所得控除後の給与所得346万円、所得税率10%

所得税からの控除額:  $(30,000円 - 2,000円) \times 10\% \times 1.021 = 2,858円$   
住民税からの控除額(基本分):  $(30,000円 - 2,000円) \times 10\% = 2,800円$   
住民税からの控除額(特例分):  $(30,000円 - 2,000円) \times (100\% - 10\% - 10\% \times 1.021) = 22,342円$   
(住民税の寄附金控除額に1円未満の端数があるときは、1円に切り上げ)  
+ + = 28,000円が所得税・住民税から軽減される金額になります。

従って、3万円の寄附金支出に対し28,000円が税額控除されますので、実質負担は2,000円のみとなります。寄附先の各種特産物等もプレゼントされることを考えるとメリットの大きい制度といえます。

なお、ふるさと納税ワンストップ特例制度は、医療費控除等の適用を受けるため自分で確定申告を行う場合には適用されませんので、従来通り自分で記載して行うことになります。

## 確定申告に関する豆知識

国税庁HPに掲載されている質疑応答事例で更新された内容から確定申告にかかわるものを取り上げますので、是非参考にしてください。

【Q1】借入金により医療費を支払った場合は、いつの年分の医療費控除の対象になりますか。

【A1】借入金で医療費を支払った年分の医療費控除の対象となります。

医療費控除の対象となる医療費の金額は、その年中に実際に支払った金額に限られており、未払となっている医療費は現実に支払われるまで医療費控除の対象とはなりません。借入金により医療費を支払った場合には、医療費が未払となっているのではないため、その支払の日を含む年分の医療費控除の対象となります。

ちなみにクレジットで支払った場合では、実際にクレジット会社へ支払を行った時ではなく、病院でクレジットの契約を行った時の医療費として医療費控除の対象となります。ただし、クレジット手数料は、医療費控除の対象にはなりません。

【Q2】父親の控除対象配偶者である母親の医療費を子供が負担した場合には、その子供が当該医療費について医療費控除の適用を受けることができますか。

【A2】母親と子供が生計を一にしている場合には、医療費を実際に支払った子供の医療費控除の対象となります。医療費控除は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合に適用されることとされており、その親族が自己の控除対象配偶者や控除対象扶養親族であるかどうかは問わないこととされています。従って、母親と子供が生計を一にしているのであれば、子供が支払った母親の医療費は、その子供の医療費控除の対象となります。ちなみにこの場合の「親族」とは、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族をいいます。

「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われており、余暇には起居を共にすることを常例としている場合等には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

ホームページもご覧下さい  
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。



税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp